

令和3年度 社会福祉法人玉村町社会福祉協議会 事業計画

理念：「町民が寄り添い、支えあう町づくりの実現」

1. 基本方針：地域共生社会の実現に向けた「連携・協働の場」の創出・活性化に取り組む

- (1)地域福祉活動計画に沿い、地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進する
- (2)その人らしい生活を送ることができる福祉サービスを実現する
- (3)協働による包括的な支援体制を構築するため社会福祉協議会の組織・活動を強化する
- (4)社会福祉法人による公益的な取組みに向けて、先駆的・開拓的なサービス・活動を創出する
- (5)持続可能で責任ある自律した組織経営を実現する

2. 重点事項

- (1)地域に開かれた組織として、情報発信や説明責任を果たし、支持・信頼を得る
- (2)「連携・協働の場」としての役割を十分に発揮し、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する
- (3)新型コロナウイルスの影響による地域住民の生活を支える福祉サービスを展開する
- (4)新型コロナウイルス禍における新しい施設運営を創意工夫し、安心安全なサービスを提供する
- (5)新型コロナウイルス禍における安全な福祉避難所の運営、避難場所への移動支援等を展開する
- (6)共同募金事業が『参加と協働』を目指すための募金として、新たな運動を展開する
- (7)介護保険事業の事業評価を適切に行い、事業の整備・経営を行う
- (8)障害福祉サービス事業のサービス提供体制を整備し、安定した運営をはかる
- (9)新型コロナウイルスに対する感染防止対策を徹底した指定管理業務を遂行する
- (10)自らの役割と責任のもとに組織全体をリードする人材を育成する

3. 実践事業

(1)社会福祉事業

①地域福祉事業

ア 法人運営事業

- (ア)社協広報及びホームページ、町広報紙等の媒体を活用し、地域福祉に関する情報を発信し福祉意識の高揚をはかる。
- (イ)地域住民を中心とした「人と人とのふれあいの場」・「協働の場」の構築をはかる。
- (ウ)災害発生時において被災者並びに要配慮者等（特別な配慮を必要とする方々）の避難・安否等の確認、生活支援を的確に行うため、関係機関や行政と協力・協働し、**災害救援活動並びに避難移動支援活動事業**を実施する。また、災害時を想定し、地域・行政・消防機関との連携や訓練等を行い、災害に強い町づくりへの取組を強化する。
- (エ)企業や町民の方から社会貢献の一環として寄付していただいた食品を困窮されている方々に配給する**食料等配布事業**を実施する。
- (オ)在宅の要支援者（高齢者・障害者等）の所在不明時における、安否の確認及び安全確保のために**要支援者探索活動事業**を実施する。
- (カ)在宅の要支援者（高齢者・障害者等）に、入通院や買い物等日常生活の利便をはかるとともに、社会参加できる機会を提供できるよう、**在宅福祉移送サービス事業**を実施する。
- (キ)長寿会活動の促進と充実した事業推進をはかる。
- (ク)ボランティア連絡協議会の活動の促進と充実した事業推進をはかり、明るい地域づくりに努める。
- (ケ)チャリティーゴルフ大会を開催し、在宅及び施設内の障害者等にその収益による援助協力を行う。
- (コ)遺族会活動に協力し、連携をはかる。

- (サ)生活困窮者自立相談支援事業や他関連機関と連携し、援助が必要な世帯等に**生活福祉資金貸付事業**の利用を推進する。
- (シ)車椅子を在宅の要支援者（高齢者・障害者等）に無料で貸し出し、日常生活の援助をはかり、その介護を行う家族等の負担を軽減するため、**車椅子貸出事業**を行う。
- (ス)車椅子を必要とする要支援者（高齢者・障害者等）にスロープ付またはリフト付自動車を無償で貸し出し、日常生活の利便性をはかるため、**福祉車両貸出事業**を行う。
- (セ)生活のしづらさを抱えた地域住民を包括的に支援する仕組みをつくり、地域におけるさまざまな福祉課題及び生活課題に対応するため、県内の社会福祉法人及び関係機関・団体と連携・協働し、地域貢献活動事業として、**群馬県ふくし総合相談支援事業**を行う。
- (ソ)町が実施する予定の**重層的支援体制整備事業**と連携し、地域住民が抱える複雑化・複合化した生活課題の支援を強化する。
- (タ)評議員会及び理事会の開催
- (チ)評議員選任・解任委員会の開催
- (ツ)職員研修会の開催
- (テ)自主財源確保に向けた**財務運営・管理**の強化
- (ト)リスク管理やコンプライアンスに関する管理体制の整備
- (ナ)計画的な職員採用・異動等の**人事管理**

イ 共同募金事業

- (ア)町民の自発的なたすけあい精神を基調とした社会連帯、相互扶助精神に基づいた地域住民の自主活動を推進するため、**群馬県共同募金会玉村町支会事務局を運営し、共同募金運動**の啓発活動に努める。
- (イ)赤い羽根募金及び歳末たすけあい募金を地域福祉充実のために適正に配分し活用する。
- (ウ)「困りごとを放っておかない、だれも孤立しない、つながりのある地域」を目指し、募金が地域で取り組む福祉活動の支援に役立っていることを理解していただくために、募金の使いみちの「目に見える化」を推進する。

ウ 心配ごと相談事業

心配ごと相談事業を充実させ、社会福祉の向上をはかり、町民の幸せな家庭生活の確立を目指す。

エ ボランティアセンター事業

- (ア)ボランティアセンターを拠点とし、活動に関する情報誌の発行、相談、登録、斡旋、入門講座の開催等、事業の充実をはかり、住民参加型の在宅福祉サービスを促進するとともに、各種行事等に積極的に参加するよう推進する。
- (イ)児童・生徒を対象に、**福祉に関する教育の場**を提供する。
- (ウ)在宅の要支援者（高齢者・障害者等）に、ボランティア活動による援助協力を行う。
- (エ)災害が発生した場合、災害規模及び被災状況に応じ、被災者並びに要配慮者等（特別な配慮を必要とする方々）の避難・安否等の確認、被災地の復興、行政との協力・協働、平常時と同様な各種福祉サービスを提供できるよう、ボランティアや地域住民の支援を得ながら**災害ボランティアセンター**を設置する。

オ 給食サービス事業

支援を必要とする一人暮らし高齢者等(75歳以上)に、栄養のバランスがとれた食事を毎週定期的に提供し、健康維持・疾病予防、安否の確認、地域住民との交流、孤独感の解消等をはかるため、**給食サービス事業**を実施する。

カ シルバー人材センター事業

軽作業を通して、高齢者の健康維持、生きがいづくり、仲間づくりを促進するために**シルバー人材センター事業**を実施する。

キ つなぎ資金貸付事業

つなぎ資金貸付事業により、臨時支出の捻出が困難な低所得世帯につなぎの資金として貸し出し利用していただく。

ク 高額療養費貸付事業

高額療養費貸付事業により、医療保険の高額療養費（自己負担分を超えた費用）を一時的に貸し出し利用していただく。

ケ 老人福祉センター事業

(ア)老人福祉センターにおいて、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等、総合的に生きがいのもてる場及び憩いの場としての運営と啓発に努力する。

(イ)災害時に行政が設置する一般の指定避難所では避難生活を送ることが困難な要配慮者等（特別な配慮を必要とする方々）に**福祉避難所**を設置する。

(ウ)指定管理者制度による施設の管理運営を行う。

コ 福祉サービス利用援助事業

高齢者や障害のある方々が住み慣れた地域で安心して生活できるように、福祉サービスを利用するお手伝い、日常的な金銭管理をお手伝い等の**福祉サービス利用援助事業**を実施する。

②介護保険事業

ア 居宅介護支援事業

要介護状態または要支援状態にある高齢者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、**居宅介護支援事業・介護予防支援事業**を実施する。

イ 通所介護事業

(ア)要介護状態または要支援状態にある高齢者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導、日常動作訓練、介護サービス、健康チェック、送迎、入浴サービス、食事サービス、相談援助等の福祉サービスを提供するため、**通所介護・介護予防通所介護事業**を実施する。

(イ)**地域包括支援センターと連携強化**をはかり、在宅福祉サービスの充実した事業展開をすすめ、地域包括ケアシステムを構築するため、**生活支援体制整備事業**を実施する。

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業

要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、**介護予防・日常生活支援総合事業**を実施する。

③障害福祉サービス事業

ア **障害者虐待防止センター**を拠点とし、障害者の虐待にかかわる通報や届け出、相談・指導及び助言、虐待の防止や早期発見、適切な対応等様々な支援活動を行う。

イ 災害時に行政が設置する一般の指定避難所では避難生活を送ることが困難な要配慮者等

(特別な配慮を必要とする方々)に**福祉避難所**を「障害者福祉センターたんぽぽ」に設置する。

ウ 指定管理者制度による施設(障害者福祉センターのばら)の管理運営を行う。

エ 就労継続支援事業のばら・たんぽぽ

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う**就労継続支援事業**を実施する。

オ 生活介護事業のばら・たんぽぽ

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するため、**生活介護事業**を実施する。

カ 地域活動支援センター事業たんぽぽ

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場として**地域活動支援センター**を運営する。

キ 相談支援事業

障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、また障害者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行うため、**相談支援事業**を実施する。

ク 日中一時支援事業

心身に障害のある方を一時的に預かり、日中活動・日常訓練の場を提供するとともに、家族の就労支援や一時的な休息が取得できるよう**日中一時支援事業**を実施する。

ケ 地域生活支援拠点事業

障害児者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の対応、地域の体制づくり等)を地域の実情により整備し、障害児者の生活を地域全体で支える**地域生活支援拠点事業**を実施する。

(2)公益事業

① 生活困窮者自立相談支援事業

失業、健康、障害、家族介護、育児等による問題を抱え、さらに家族や地域の支えが少なく、経済的に困窮されている世帯等に、総合相談・生活支援に取り組む**生活困窮者自立相談支援事業**を実施する。

(3)その他必要な事業